

農用地の見直しに伴う基本方針

今回の特別管理（全体見直し）は以下を基本とし、農用地区域内の除外、編入、用途区分の変更を行います。

（１）他の事業で対象となっている農地の取扱いについて

各補助事業実施中又は実施予定で事業対象地が農用地区域でなければならない土地は原則除外をしないこととします。

- ア ほ場整備事業実施中又は実施予定の区域内農地
- イ 中山間地域等直接支払交付金対象農地
- ウ 多面的機能支払交付金対象農地

ただし、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金の各制度に反するような場合には個別相談のうえ検討を行います。

（２）集落介在農地及び孤立農地について

現在、農用地として設定している農地であって、ほ場整備事業が実施されていない農地で、集落の中にある農地（集落介在農地）又は孤立的に存在している農地、山間地の田等で今後 10 年間を見通して利用が困難であると判断されるものは農用地区域から除外を検討します。




(3) ほ場整備後の農用地について

ほ場整備実施地は優良農地として保全するため農用地区域とします。

(4) 公共工事等により寸断された農地

ほ場整備実施地については、優良農地として保全するため、農用地区域としますが、公共事業等の開発により土地が分断された小規模で不整形な農地や現状が非農地で農地への復元が困難なものは、農用地区域からの除外を検討します。

例えば、の箇所については、整備田ではあるが道路により分断された小規模で不整形な農地として除外を検討します。



(5) 住宅建築等の建築計画がある場合

後継者住宅等の建築計画があり、除外希望する土地がある場合については、個別相談で対応させていただきます。

(6) 除外、用途変更、編入等の申出方法

申出については、下記の様式の提出により行ってください。

- ・「様式1 除外・用途変更・編入申出書」

(7) 申出書提出期限等

令和3年 月 日 ()

提出先：南丹市役所 農林商工部 農業推進課 (電話 0771-68-0060)

南丹市役所 各支所総務課

(8) 問い合わせ先

南丹市役所 農林商工部 農業推進課 (電話 0771-68-0060)